

2009年11月25日(水)
14時30分～
衆議院第二議員会館 議員会議室

禁煙推進議員連盟 総会 次第

1. 幹事長挨拶
2. 新役員人事(案)について
3. たばこ政策の現状について
4. たばこ税に関する決議(案)について
5. その他

<省庁出席者>

■厚生労働省

木村博承 健康局生活習慣病対策室長

■財務省

しんかわ
新川博嗣 主税局税制第二課長

かんげ
菅家秀人 理財局たばこ塩事業室長

禁煙推進議員連盟 役員(案)

顧問	鳩山 由紀夫	(民)
	江田 五月	(無)
会長	尾辻 秀久	(自)
副会長	大島 章宏	(民)
	阿部 知子	(社)
	鶴保 庸介	(自)
	松 あきら	(公)
	小池 晃	(共)
幹事長	小宮山 洋子	(民)
幹事	長妻 昭	(民)
	長谷川 憲正	(国)
	西島 英利	(自)
	弘友 和夫	(公)
	笠井 亮	(共)
事務局長	石井 みどり	(自)
相談役	武見 敬三	

平成 21 年 11 月 25 日

たばこ税について

財 務 省

たばこ税等の税率及び税収

種類	国 税			地 方 税			合 計
	たばこ税	たばこ特別税	小 計	道府県たばこ税	市町村たばこ税	小 計	
区 分	(円/千本)	(円/千本)	(円/千本)	(円/千本)	(円/千本)	(円/千本)	(円/千本)
紙 巻 た ば こ	} 3,552	} 820	} 4,372	} 1,074	} 3,298	} 4,372	} 8,744
パ イ プ た ば こ							
葉 巻 た ば こ							
刻 み た ば こ かみ用及びかぎ用の製造たばこ							
旧3級品の紙巻たばこ	1,686	389	2,075	511	1,564	2,075	4,150
平成 21 年 度 予 算 地 方 財 政 計 画 額	(億円) 8,430	(億円) 1,947	(億円) 10,377	(億円) 2,559	(億円) 7,859	(億円) 10,418	(億円) 20,795

- (注) 1. たばこ特別税は平成 10 年 12 月 1 日から実施。国及び地方のたばこ税の税率は平成 18 年 7 月 1 日から適用。
 2. 国のたばこ税収(8,430 億円)のうち、25%は地方交付税として地方に配分される。
 3. パイプたばこ及び葉巻たばこは 1g を 1 本に、刻みたばこ、かみ用及びかぎ用の製造たばこは 2g を 1 本に、それぞれ換算する。
 4. 旧 3 級品の紙巻たばことは、エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット及びウルマの 6 銘柄の紙巻たばこをいう。

たばこ税等の税負担額

現行のたばこ税等の課税方式は、たばこの本数に応じた従量税方式を採用。【国+地方：8,744円/千本】

たばこ1箱(例:300円、20本入り)の場合

たばこ税等の税額 174.88円

消費税 14.28円	国 税 87.44円	地方税 87.44円	税抜価格 110.84円
---------------	---------------	---------------	-----------------

(参考) たばこ税等の税収額 (国・地方：平成21年度予算、地方財政計画額) (単位：億円)

20,795

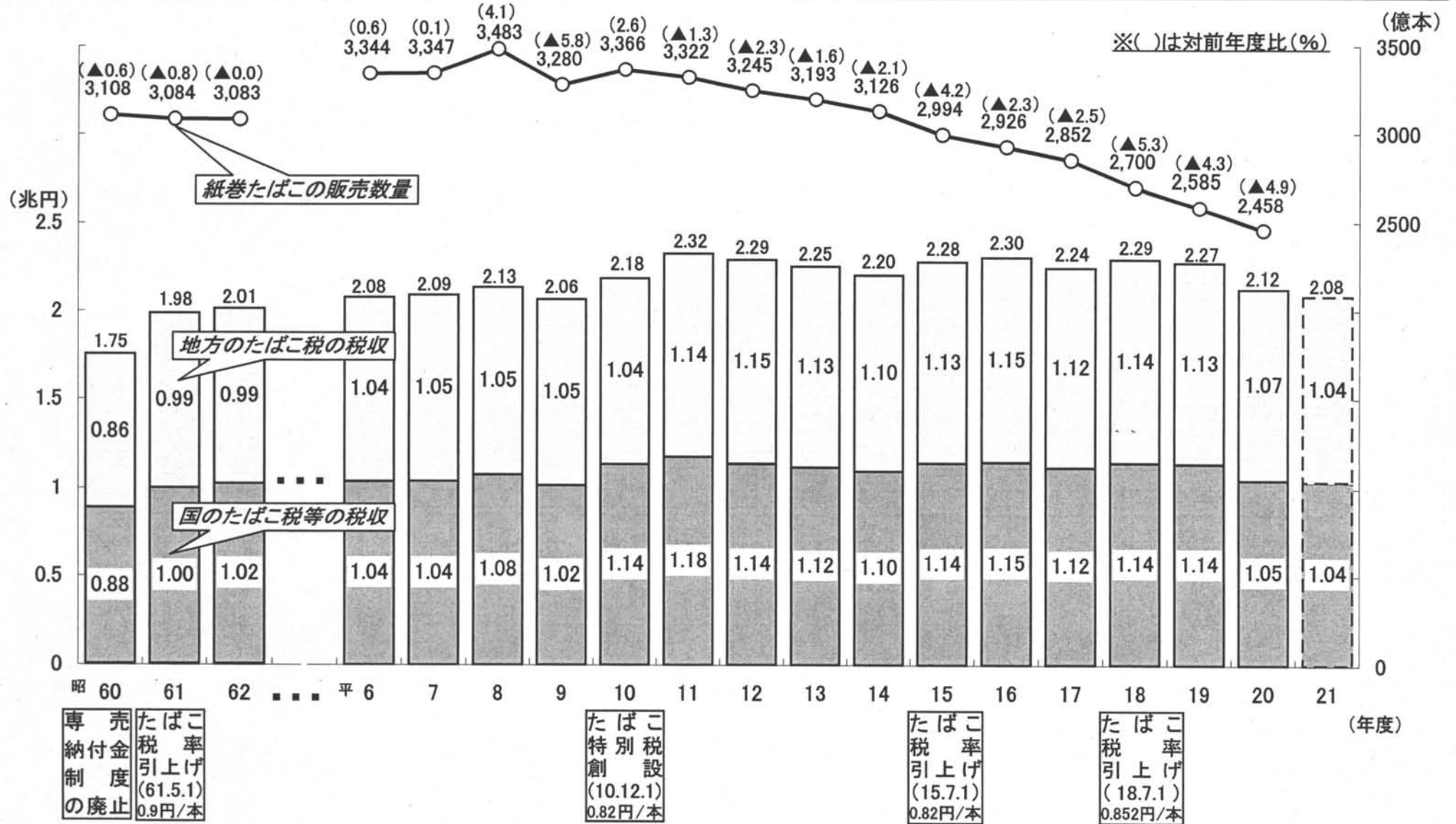
国 税 10,377		地方税 10,418		
たばこ 特別税 1,947	たばこ 税 8,430 (6,322)	地方交 付税分 (25%) (2,108)	道府県 たばこ税 2,559	市町村 たばこ税 7,859
実質国分 8,269 (40%)		実質地方分 12,526 (60%)		

たばこ税改正の概要（国税）

- 〔昭和 60 年度〕 たばこ消費税の創設（専売納付金制度の廃止）
- 〔昭和 61 年度〕 たばこ消費税率の引上げ（地方財政対策）
- 〔平成元年度〕 たばこ税に改称、従量・従価併課方式から従量税方式に一本化
- 〔平成 10 年度〕 たばこ特別税の創設
- 〔平成 11 年度〕 たばこ税率の引下げ（同額地方のたばこ税の税率引上げ）
- 〔平成 15 年度〕 たばこ税率の引上げ
- 〔平成 18 年度〕 たばこ税率の引上げ

たばこ税等の税収と紙巻たばこの販売数量の推移

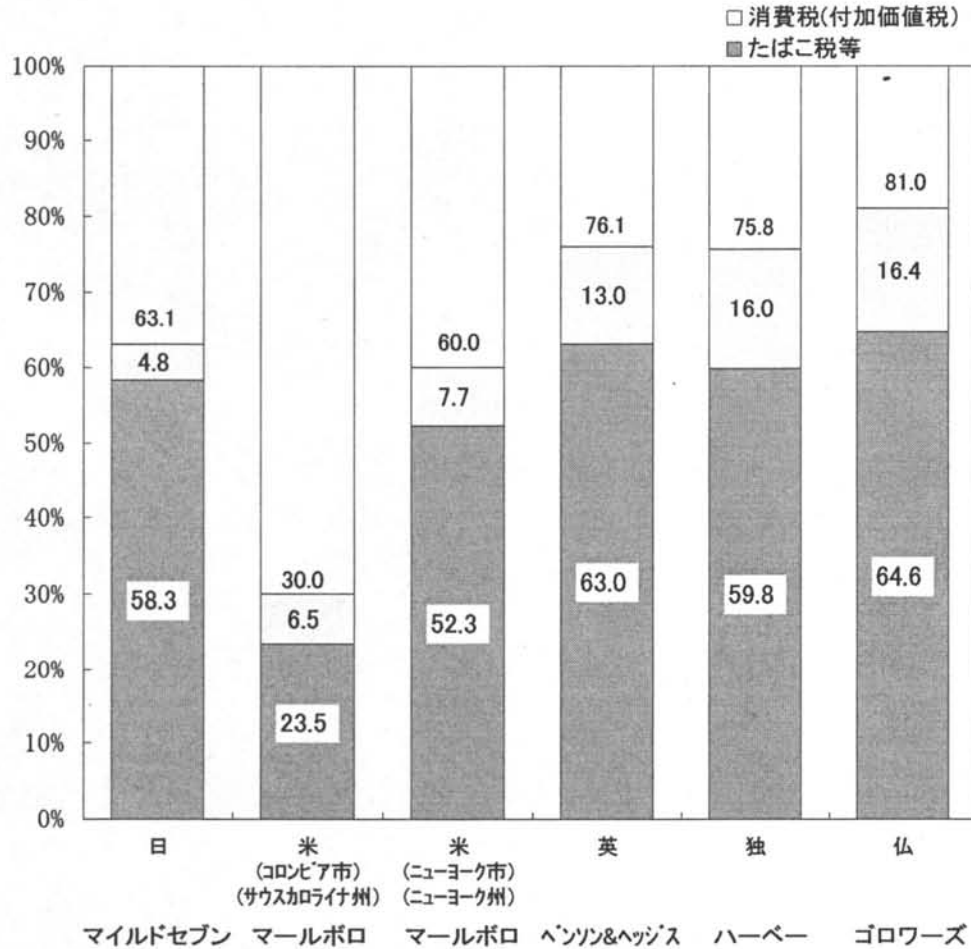
紙巻たばこの販売数量は、平成8年度をピークに年々減少している。他方、税率引上げ等により、税収は2兆円台を維持。



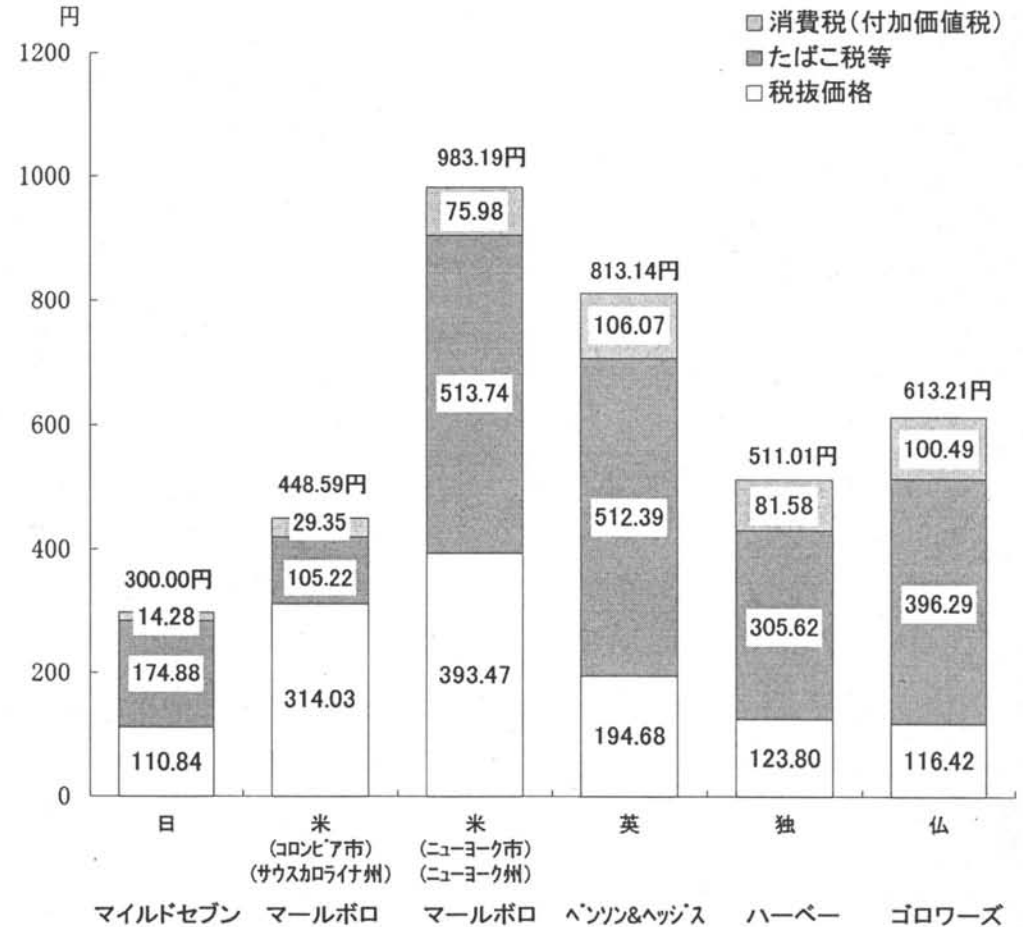
(備考) 1. 国のたばこ税等の税収は平成20年度までは決算額、平成21年度は予算額である。
 2. 地方のたばこ税の税収は平成19年度までは決算額、平成20年度決算見込額、平成21年度は地方財政計画額である。
 3. 紙巻たばこの販売数量は、日本たばこ協会調べによる。

諸外国の紙巻たばこの税負担割合等

○消費税(付加価値税)込み小売価格に占めるたばこ税等の割合



○1箱当たりの価格と税額



(注) 1. 平成21年4月現在の価格に基づく1箱(20本、ドイツは17本)当たりの数値である。

2. 各国の付加価値税の税率は次のとおり。日本(消費税等)5%、アメリカ(小売売上税)コロンビア市7%・ニューヨーク市8.375%、イギリス15%(平成20年12月～平成21年12月までの間の時限措置として、従来の17.5%から引き下げられている)、ドイツ19%、フランス19.6%

3. 邦貨換算は、1ドル=約98円、1ポンド=約139円、1ユーロ=約128円(換算レートは、2009年3月平均為替レート(Bloomberg)による。)

4. アメリカにおいては、紙巻たばこに対して連邦政府及び州(州ごとに税率が異なる。)が課税しているほか、ワシントン特別区及び一部の郡・市がたばこ税を課税している。なお、平成20年1月時点で、州のたばこ税と市のたばこ税の合計で見れば、ニューヨーク州ニューヨーク市が最も高く、サウスカロライナ州コロンビア市が最も低い。

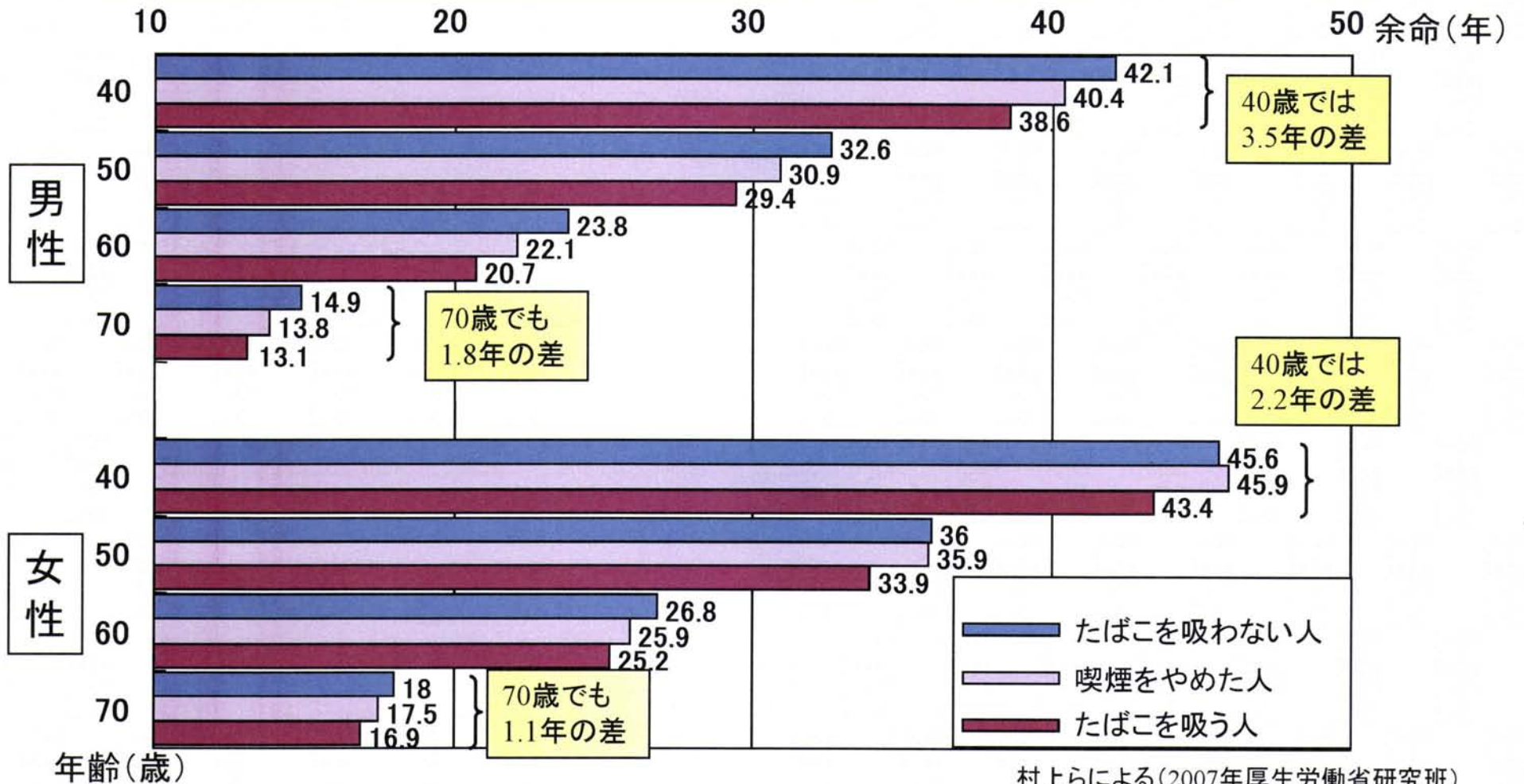
たばこ対策について

厚生労働省健康局
総務課生活習慣病対策室

喫煙の健康影響について

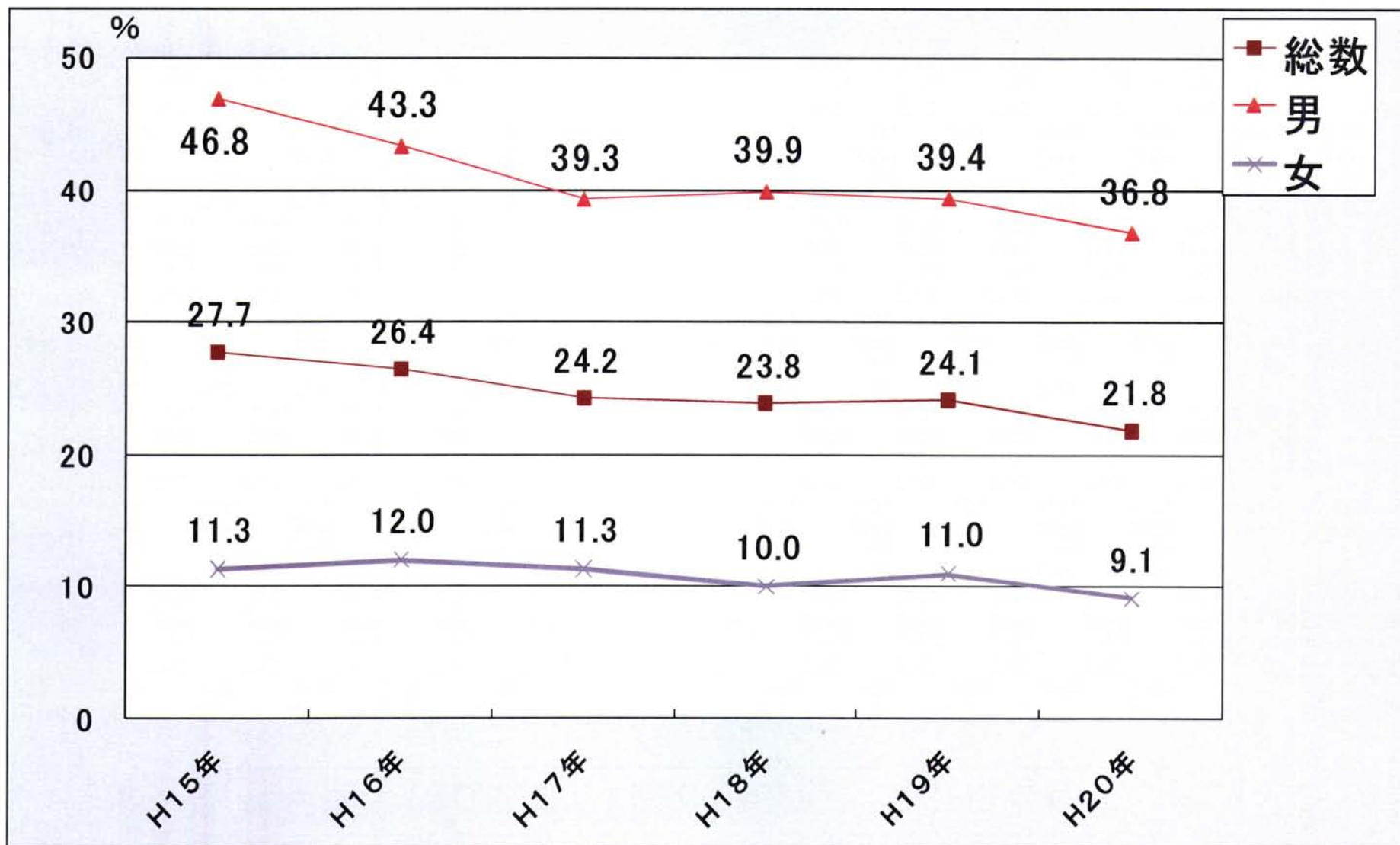
40歳からの余命：喫煙状況別

40歳時点の平均余命は、たばこを吸っている男性では、38.6歳、吸わない男性では42.1歳と、3.5年短いという報告がある。



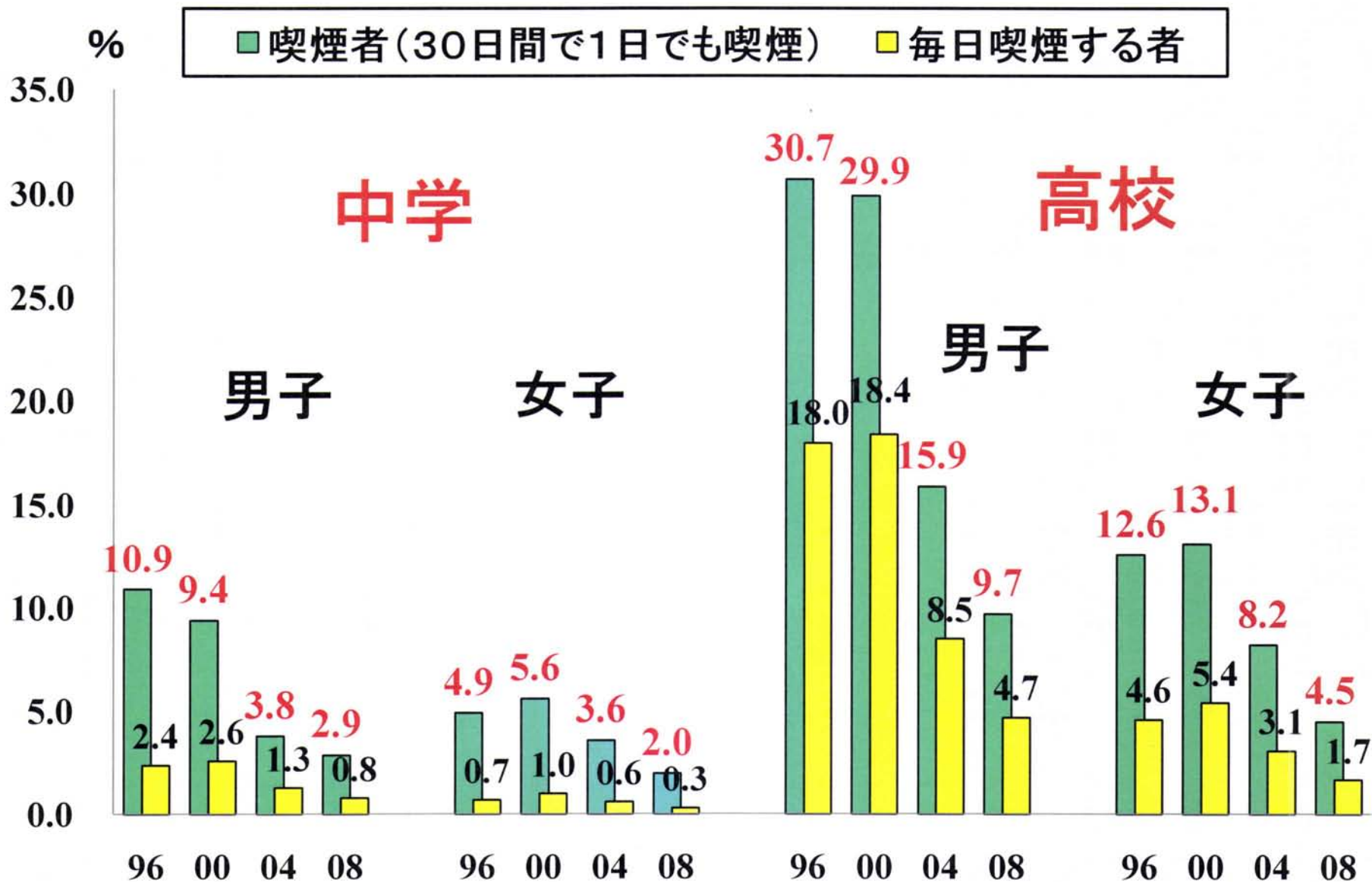
村上らによる(2007年厚生労働省研究班)

我が国の喫煙率の状況について



出典：国民健康・栄養調査

未成年者の喫煙について



出典: 厚生労働科学研究費補助金
「未成年者の喫煙実態状況に関する調査研究」等

たばこ規制枠組条約について

経緯

- 平成16年6月 日本が正式に条約批准
- 平成17年2月 条約発効
- ※ 2009年10月現在167カ国が批准

条約のポイント

- 公衆衛生分野で初の国際条約
- たばこの消費及び受動喫煙が健康、社会、環境及び経済に及ぼす破壊的な影響から現在及び将来の世代を保護することを目的とする。

条約の概要

<全体事項>

- 条約の実施について、定期的な報告を締約国会議に提出する。
- たばこの規制のための仕組み又は中央連絡先を確立又は強化する。

<個別事項>

- たばこの需要を減少させるための価格及び課税に関する措置(第6条)
- たばこの煙にさらされることからの保護(第8条)
- たばこ製品の含有物に関する規制(第9条)
- たばこ製品の包装及びラベル(第11条)
- 教育、情報の伝達、訓練及び啓発(第12条)
- たばこの広告、販売促進及び後援(第13条)
- 未成年者への及び未成年者による販売(第16条)

条約第6条において、求められている主な内容

- 締約国は、価格及び課税に関する措置が、消費を減少させることに関する効果的及び重要な手段であることを認識する。
- たばこ製品に対する課税政策及び適当な場合には価格政策を実施すること。
- 締約国会議において定期的にたばこ製品の税率及び消費の動向を示す。

条約第8条において、求められている主な内容

- 締約国は、たばこの煙にさらされることが死亡、疾病及び障害を引き起こすことが科学的証拠により明白に証明されていることを認識する。
- たばこの煙にさらされることからの保護を定める効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置を既存の国の権限の範囲内で採択し及び実施すること。

「健康日本21」におけるたばこ対策の取組について

これまでの取組

健康日本 2 1

知識の普及

・ホームページ、シンポジウム等による普及啓発活動

未成年者喫煙防止

・未成年者喫煙防止対策WGの開催
・たばこ対策促進事業(補助金)による都道府県等での施策の推進

受動喫煙の防止

・健康増進法第25条
・職場における喫煙対策のためのガイドライン
・たばこ対策促進事業(補助金)による都道府県等での施策の推進

禁煙支援

・市町村等における禁煙指導等
・地方自治体等の担当者に対する講習会の実施

現在の状況

・喫煙率(H20年国民健康・栄養調査)
男性:36.8%
→他の先進国と比べて高い喫煙率
女性:9.1%
→喫煙率が横ばい傾向

・全体的に減少傾向にある
高3男子:
H16: 21.7% → H20: 12.8%
高3女子:
H16: 9.6% → H20: 5.3%
(厚生労働科学研究による調査結果)

・職場や公共施設において、対策に取り組んでいる割合は増加。
(H17年職場における喫煙対策実施状況調査/H16年地方自治体庁舎等における禁煙・分煙の実施状況調査)

・飲食店や娯楽施設等における取組が依然不十分。

・現在習慣的に喫煙している者のうち、「たばこをやめたい」「本数を減らしたい」と回答した者の割合は全体で男女とも6割強。
(H20年国民健康・栄養調査)

たばこ規制枠組条約に沿った対策の強化
(たばこ対策関係省庁連絡会議)

【今後の取組】

○ターゲットを絞った施策
→20、30歳代(特に女性)、妊産婦等に対する取組

○学校・家庭教育等による情報伝達、啓発の推進
→教育現場での取組強化

○公共施設等の禁煙・分煙化の促進
→実施状況の把握、取組状況の報告、公表等
→民間企業等との連携

○地域における禁煙支援環境の整備
→禁煙支援マニュアルの普及、活用
→禁煙成功者等による禁煙普及員の養成

受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会 報告書（概要）（平成21年3月）

- 基本的な方向性として、多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべき。
- 社会情勢の変化に応じて暫定的に喫煙可能区域を確保することもとり得る方策の一つ。
- 受動喫煙を含むたばこの健康への悪影響についてエビデンスに基づく正しい情報を発信し、受動喫煙防止対策が国民から求められる気運を高めていくことが重要。
- 喫煙者は自分のたばこの煙が周囲の者を曝露していることを認識することが必要。

施設・区域において推進すべき受動喫煙防止対策

- ・ 国及び地方公共団体は、全面禁煙とするべき施設・区域を示すことが必要。
- ・ 国は、受動喫煙防止対策の取組について、進捗状況や実態を把握することが必要。
- ・ 施設管理者及び事業者は、全面禁煙が困難である場合においても、適切な受動喫煙防止措置を講ずるよう努めることが必要。
- ・ 喫煙可能区域を確保した場合には、その区域に未成年者や妊婦が立ち入ることがないようにする措置を講ずることが必要。
- ・ 従業員を健康被害から守るための対応について検討を深めることが必要。

その他の対策

- ・ 受動喫煙防止対策に有用な調査・研究を進め、エビデンスに基づく正しい情報を発信することが必要。
- ・ 禁煙を促す情報等を発信することが必要。また、「残留たばこ成分」等の新しい概念や新しいたばこ関連製品に関する健康影響についての情報提供も重要。
- ・ たばこの健康への悪影響について普及啓発し、禁煙を促す方法等について、健康教育の一環として一層推進することが必要。
- ・ 保健医療従事者は、健康教育（特に禁煙教育や喫煙防止教育）に積極的に携わっていく責務があることを自覚することが必要。

今後の課題

- ・ 暫定的に喫煙可能区域を確保する場合には、子どもに被害が及ばないところとする等の措置も検討することが必要。
- ・ 職場における受動喫煙防止対策について検討していくことが必要。
- ・ たばこ価格・たばこ税の引上げによる喫煙率低下の実現に向けて引き続き努力することが必要。
- ・ 受動喫煙防止対策を実効性を持って持続的に推進するための努力を更に継続していくことが必要。
- ・ 社会全体として受動喫煙防止対策に取り組むという気運を従来にも増して醸成することが重要であり、そのための効果的な方策を探るとともに、速やかに行動に移すことが必要。

たばこ対策としてのたばこ税の税率の引上げ（たばこ税・たばこ地方税）

要望内容

喫煙率の減少のために、たばこ税及び地方たばこ税の税率を引き上げる

喫煙の健康への悪影響は明らかであるが、いまだ日本の喫煙率は高い。

- 男性喫煙者の肺がんによる死亡率は、男性非喫煙者に比べて約4.5倍高い
- 慢性閉塞性肺疾患(COPD)のほとんどの要因が喫煙となっている(80%~90%)
- 40歳時点のたばこを吸っている男性の平均余命は、たばこを吸わない男性より、3.5年短い
主要国の喫煙率

国名	日本	ドイツ	フランス	イギリス	アメリカ	オーストラリア
喫煙率	39.9%	37.3%	30.0%	27.0%	24.1%	18.6%
総数	23.8%	32.5%	25.4%	26.0%	21.6%	17.4%

出典：たばこアトラス第2版(2006)
日本は平成18年国民健康・栄養調査

- たばこ規制枠組条約(FCTC)第6条において、たばこの需要を減少させるための価格及び課税に関する措置を実施することが求められている

(参考) 主要国のたばこ価格(円) ※1ドル=90円で換算

国名	日本	ドイツ	フランス	イギリス	アメリカ (ニューヨーク)	オーストラリア
価格	300	466	556	843	705	601

出典：たばこアトラス第2版(2006)

たばこの課税政策を行う背景

「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」

○ 締約国は、価格及び課税に関する措置がたばこの消費を減少させるための効果的及び重要な手段と認識し、課税政策を実施すること。(第6条)

日本：平成16年6月批准、平成17年2月発効。

(締約国数：167カ国(平成21年10月現在)。)

健康日本21(運動期間：2000~2012)

○ 健康増進法第7条に基づく、目標期間、目標数値を有する具体的な計画。

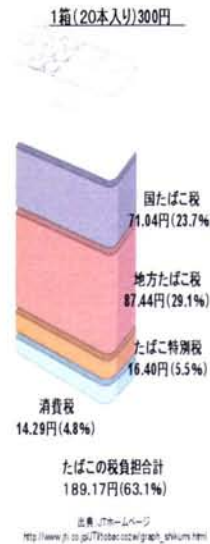
○ 健康日本21では、健康寿命の延伸等を実現するため、国民が一体となった健康づくり運動を推進し、社会全体の健康づくりに関する意識に向上及び取組を促す。

【たばこ対策】未成年者の喫煙をなくす、受動喫煙の防止等の他に「喫煙をやめたい人がやめる」という目標項目を設定した。

がん対策基本計画

○ 平成18年に成立したがん対策基本法に基づき、平成19年度に策定。

【たばこ対策】健康影響に関する知識の普及、未成年者の喫煙率を0%にするなど、がん予防のための重要な柱の1つとして取り組んでいる。



喫煙の健康に及ぼす悪影響は明らかであり、国民の健康増進を図る観点から、国民の喫煙率の低減を目指していくべきである。

昨年十二月の本議員連盟決議以降、神奈川県では、受動喫煙による健康への悪影響から県民を守るため、国内で初めてとなる受動喫煙防止条例を制定した。また国政では、たばこ税に加え、国としてのたばこ政策そのもののあり方を根本から見直す議論が提起されるなど、現状のたばこ政策にとらわれない施策の実施を求める動きが強くなっている。

また、本議員連盟は、国民の範となるべき国会において、院内の禁煙対策の一層の推進を図るため、両院議長への申し入れを行うなどの取り組みを進めてきた。こうした状況を踏まえ、特にたばこ価格及びたばこ税の引き上げについて、左記のとおり決議する。

平成二十一年十一月二十五日

記

- 一．たばこ価格及びたばこ税を引き上げるとは、喫煙率の低減や未成年者の喫煙防止にとって効果的かつ重要な手段である。このことは、わが国も批准している「たばこ規制枠組条約」にも明記されており、国際的な潮流となっている。
- 二．また、厳しい財政事情の中、他の先進諸国に比べて低いたばこ価格及びたばこ税を引き上げるとは、適正な財源の確保にも資するものである。特に、たばこ税の税収を健診・保健指導及び喫煙を原因とする疾病の治療等生活習慣病対策に係る各種施策に充当すべきである。

三．なお、たばこ価格及びたばこ税の引き上げにより、以上の効果を発揮するためには、一本当たりネ円以上の引き上げが必要である。

四．加えて、たばこ対策は、国民の健康を守る観点から、国の政策を推進すべきである。現在、財務省が所管しているたばこ事業法は、厚生労働省の所管とし、受動喫煙防止対策をはじめとしたたばこ政策に全力で取り組むべきである。

以上



「たばこ政策の重要課題 —健康増進と価格政策」

- 日時：2009年12月7日（月） 13:00-14:30
- 場所：都市センターホテル・オリオン（5階）
〒102-0093 東京都千代田区平河町2-4-1 TEL 03-3265-8211（代表）
- 参加無料・予約不要（どなたでもご参加いただけます）
- プログラム（仮・敬称略）：
 - 13:00 日本のだばこ政策の展望
小宮山洋子 衆議院議員・禁煙推進議員連盟幹事長
 - 13:10 「脱たばこ社会」に向けて
笹川陽平 日本財団会長
 - 13:20 たばこ政策の国際的潮流から見る日本の課題
望月友美子 国立がんセンターたばこ政策研究プロジェクトリーダー
 - 13:30 たばこ増税—いまとるべきアクション
作田学 日本禁煙学会理事長/杏林大学神経内科
 - 13:40 患者団体代表（調整中）
 - 13:50 市民団体代表（調整中）
 - 14:00 与野党国会議員からのメッセージ
 - 14:20 大会アピール
- 主催・お問い合わせ：
特定非営利活動法人 日本医療政策機構（担当：矢野）
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-28 TEL 03-5511-8521
E-mail：info@healthpolicy-institute.org